

第44回那珂市下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年6月30日（火） 午後2時00分～3時10分
2. 開催場所 那珂市役所 瓜連支所分庁舎 2階会議室
3. 出席者 委員18名 事務局7名
4. 欠席者 2名
5. 審議会内容

発言者

内 容

事務局 本日は、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に各委員のみなさまに郵送で送付させていただきました資料を読み上げます。

（資料の確認）

以上が配布資料になりますが、過不足等ございましたら、事務局へお声がけしていただきたいのですが大丈夫でしょうか。

開会に先立ちまして、事務局より、本日の出席状況を報告いたします。
委員総数20名に対し、本日の出席者は18名ですので、『那珂市下水道事業審議会設置要綱』第6条第2項に規定する定足数（過半数10名以上）に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、ただいまより「第44回 那珂市下水道事業審議会」を開会いたします。

続きまして、次第の2、委員の委嘱・任命に移ります。

今年度は、審議会委員の任期終了に伴い、これまでの審議会委員のうち

15名の方が継続、5名の方が新たに委員に就任されました。委員の皆さまの任期につきましては、令和10年3月31日までとなっております。

これより委嘱状の交付に入らせていただきます。

本来であれば、市長からお一人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、本日は、委員を代表して1名の方に、下水道課長からお渡しさせていただきます。つきましては、名簿の一番上の委員にお願いしたいと思います。前の方へお進みください。

他の委員のみなさまには、お手元に置かせていただくことで、委嘱状交付に代えさせていただきます。

続きまして、次第の3 委員紹介になります。

今回は、委員の委嘱・任命後、初めての会議でございますので、委員の皆様および事務局職員をご紹介させていただきます。名簿順にお名前をお呼びしますので、お手数ですが、ご起立をお願いいたします。

はじめに、設置要綱第3条第2項第1号により「学識経験者」として委嘱される方7名をご紹介いたします。

(委員紹介)

次に、(要綱第3条第2項)第2号により「受益者を代表する者」として委嘱される方8名をご紹介いたします。

(委員紹介)

次に、(要綱第3条第2項)第3号により「公募による市民」として委嘱される方3名をご紹介します。

(委員紹介)

最後に、(要綱第3条第2項)第4号により、「市職員」として任命される方2名をご紹介いたします。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

事務局として、以上7名が出席しております。よろしくお願いします。

次に、次第の4、役員の選任に移ります。

お手元の『那珂市下水道事業審議会設置要綱』をご覧ください。第5条、会長及び副会長について、でございます。第5条第1項により「審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く」とされております。同じく第2項により「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とされておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 (事務局一任の声)

事務局 ありがとうございます。事務局一任とのご発声をいただきましたので、事務局から役員の選任案を提示願います。

事務局 事務局案を提示いたします。
(事務局案の提示)
をお願いしたいと思います。

事務局 お諮りいたします。
ただ今の事務局案でいかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

事務局 皆様から異議なしとの発声をいただきましたので、事務局案のとおり
(事務局案)
をお願いいたします。
それでは、各委員は、お席の移動をお願いします。

それでは、再開します。

ここで、会長に就任されました委員より、ご挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長 事務局よりご指名をいただきましたので、謹んでお受けさせていただきます。ところで、最近の国の下水道行政が大きく変わり、これまで目標としてきた普及率の向上、そういったものから施設の更新などから維持管理へ大きくシフトしてきたようでございます。当然、国からの補助金なども減額されることが予想されます。当市の下水道事業は公営企業会計に移行しましたが、将来の人口減を見据えて下水道使用料金の値上げをせざるをえないかもしれない、というような非常に厳しい運営を要求されてくると思います。そういう中で、当審議会の役割がますます大きくなってくるかと思います。みなさま委員の方のご協力を得まして、適正に審議会を進行していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、去年の秋に、今日も出席されてます委員2名が当審議会に長い間ご尽力していただいたというご功績により表彰されました。改めてみなさんと拍手をもってお祝いしたいと思います。おめでとうございます。以上です。

事務局 ありがとうございます。
ここからの議事進行は、『那珂市下水道事業審議会設置要綱』第6条第1項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長 規定により 議長を務めさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。
次第5「(1) 令和7年度那珂市下水道事業報告について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 次第に沿ってご説明させていただきます。着座にて失礼します。
それでは、お配りしております、資料1ページの資料1をご覧ください。令和7年度那珂市下水道事業報告について 説明します。はじめに、新設管路整備事業（公共下水道事業）についてです。

令和7年度の下水道管路施設整備につきましては、後台・後台富士山の2地区を行い、施工延長3,360mを整備いたしました。

続いて、令和7年度の事業費についてです。

委託費1億1,825万円 主に工事設計等の委託を行いました。

工事請負費6億1,915万2千円 主に管路の布設等を行いました。

補償費1,630万2千円 水道管の移設を行いました。

事業費合計は、7億5,370万4千円 です。

次に、令和7年度下水道整備状況についてです。

全体計画面積ですが、令和7年度は2,795.9haとなっております。

認可区域面積 1,813.5ha (※整備を進める区域です。)

整備済面積 1,639.0ha

認可区域に対する整備率は、令和6年度の89.3%から90.4%となりました。

次に、合併処理浄化槽補助事業についてです。令和7年度補助実績について、申請が出た件数となります。まず、内訳の説明をいたしますと、新規とは、家屋を新築する際に、浄化槽を設置することをいいます。転換とは、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽の利用を廃止し、同一の敷地内に新たに合併処理浄化槽を設置することをいいます。更新とは、既存の合併処理浄化槽が故障等した際に、更新設置することを言います。

令和7年度の実績については、新規が24基、単独処理浄化槽からの転換8基、くみ取り槽からの転換9基、更新1基、合計42基となります。下段カッコ書きの数値は、令和7年当初予算基数となります。右側の合計基数を見ますと、65基に対し42基の申請でした。

次に、汚水処理人口普及率 令和7年度末についてです。

左から、公共下水道31,559人、農業集落排水6,857人、合併処理浄化槽8,496人、合計46,912人です。

行政人口52,370人に対し、汚水処理人口普及率は89.5%となっております。工事関係の説明は以上となります。

事務局

では、令和7年度の下水道の経営状況及び接続状況についてご説明いたします。資料2ページをご覧ください。資料1に加え、参考資料の「下水道事業の経営」補足資料も併せてご参照いただきたいと思います。まず、経営状況です。2ページの表ですが、こちらは事業ごとの収益的収支、資本的収支になります。公共下水道事業、農業集落排水整備事業ともに、資本的収支において建設改良費、企業債償還金等の支出が収入を上回っておりますけれども、こちらにつきましては、収益的収支から生じる内部留保資金等を活用して補填しております。なお、各用語の詳細とか企業会計の仕組みにつきましては、補足資料に図解しておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に、資料3ページをご覧ください。経営指標についてです。公共下水道事業におきましては、経常収支比率、経費回収率ともに100%を超えておりまして黒字経営を維持している状況です。一方、農業集落排水事業におきましては、経常収支比率は103%と黒字ではございますが、経費回収率は57%となっております。こちらは、使用料収入のみでは運営経費を賄いきれておらず、一般会計の繰入金などの外部資金によって補填している状況です。なお、指標の計算方法や分析の考えからにつきましては、補足資料に掲載しておりますのでご参照ください。

一番下の企業債残高につきましては、公共下水道は発行の抑制をしております。農業集落排水事業につきましては、令和元年度で整備を終了しておりますので、新規の発行はございません。いずれも前年度より着実に減少している状況でございます。

次に4ページをご覧ください。下水道への接続状況についてご報告いたします。はじめに、昨年度から実施している下水道等接続促進キャンペーンの実績になります。公共下水道の申請は78件、農業集落排水は25件の申請がありました。

中ほどの表ですが、排水設備設置申請件数の推移になります。こちらの表の申請件数は、浄化槽や汲み取り槽から下水道に切り替えるために申請された件数でして、新規の件数は含まれておりません。ここで補足ですが上段の促進事業の申請件数と中段の排水設備の設置申請件数に若干差がございますが、排水設備の設置申請は設置前の申請になるのに対しまして、キャンペーンの申請は接続完了前までの申請となりますので、

申請のタイミングが年度をまたいでしまっているケースもあるということで若干件数に差が出ております。申請件数の推移ですが、事業ごとに見ますと、公共下水道が年度によって供用開始件数の世帯数が異なりますので、単純な比較ができないと思っているんですけども、令和6年度と比較して令和7年度は申請件数が若干ですが増加しております。農業集落排水につきましては、前年より申請件数が増加しております、特に、鴻巣と酒出の申請件数が増加しております。

一番下段になります農業集落排水の令和6年度、令和7年度の接続率になります。地区別の詳細をご覧くださいますと、こちらも鴻巣、酒出におきまして、前年度と比較して接続率が向上しております。また、全体の接続率も84.19%から85.27%へと向上しております。件数としては、決して多いとは言えませんが、キャンペーンの目的であった接続へのきっかけづくり、後押しという部分では一定の成果があったと認識しております。

早期接続促進キャンペーンにつきましては、令和8年度まで実施となりますので、引き続き未接続世帯への加入促進に努めてまいります。事業の経営状況及び接続状況についての説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました内容について、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

キャンペーンもですね、去年、今日も出席されている委員からのご指導を受けて一生懸命努力をした結果がこういう結果で、数字的にはちょっと物足りないかもしれませんが、一丸となって頑張った成果が今のところこういう数字だということです。見てのとおり、農業集落排水の経費回収率を見てもですね、非常に厳しいということは数字からもご理解できるかと思います。一般会計からの繰り入れがなければ運営自体そのものが厳しいということになるかと思います。ご質問がなければ、次に移りたいと思います。

では、「(2) 令和8年度那珂市下水道事業予定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは9ページ、資料2をご覧ください。

(2) 令和8年度 那珂市下水道事業予定について。はじめに、新設管路整備事業(公共下水道事業)についてです。

令和8年度の下水道管路施設整備事業については、主に後台地区と後台富士山地区の2地区の整備を行う予定です。

次に、令和8年度予算内訳についてです。

委託費 4,594万8千円工事設計等の委託や、公共下水道事業計画変更業務委託などを予定しています。

工事請負費7億790万円 管路布設等の工事を行います。施工延長は、3,770mを予定しています。工事については、後ほど図面を使ってご説明いたします。補償費3,400万円 水道管移設等の補償費になります。事業予算合計7億8,754万8千円となります。

次に、令和8年度末下水道整備完了予定についてです。

全体計画面積2,795.9ha、認可区域面積1,813.5ha、整備予定面積1,657.5ha、内訳として、令和8年度の18.6haを整備する予定です。整備率は、認可区域面積に対し、整備済割合は91.4%を見込んでおります。

続きまして、施工箇所について、図面にてご説明をいたします。

資料10ページ、図面1をご覧ください。

市内の整備全体図となります。

橙色に囲まれています区域が整備地区となり、

引き出し線の後台地区、後台富士山地区の2地区が現在整備を進めている地区となります。

続いて、現在整備を進めている2地区の施工箇所についてご説明いたします。次のページ、図面2、図面3をご覧ください。

図面2が後台地区となります。令和8年度で概成を予定しています

図面3が後台富士山地区となります。令和9年度以降工事完成予定としています。各図面とも、赤色の線が今年度管渠布設工事を行う予定の箇所となります。黒色の線は既に整備が済んでいる箇所となります。

丸印でPと囲っているものは、汚水ポンプとなります。矢印で示す方向

の所で流し口となります。

それでは、9 ページ資料 2 にお戻りください、資料の 3 つ目の表をご覧ください。

合併処理浄化槽補助事業についてです。令和 8 年度補助見込数となります。新規が 30 基、単独処理浄化槽からの転換が 25 基、くみ取り槽からの転換が 5 基、更新が 5 基、合計で 65 基を予定しております。年々基数が減少傾向となっていることを踏まえ、少な目に計上しております。

浄化槽の補助について、少し説明させていただきます。

次第とは別な資料になります。「令和 8 年度浄化槽設置事業の補助金について」をご覧ください。

本市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しておりますのでご説明いたします。

補助金には設置補助と転換に伴う補助がございます。浄化槽本体の設置に掛かる費用に対し、5 人槽、7 人槽、10 人槽ごとに設置費の一部を補助しております。

更に、単独槽汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する方においても、表記の補助金が上乘せされます。

合併処理浄化槽への転換については、国の方針により昨年度と比べて補助金の金額が 3 万円増額となっております。説明は以上となります。

会長 ありがとうございました。事務局から説明のありました内容について、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

続きまして、これからの議事 3、4 が本日のメインテーマだと思いますが、「(3) 那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第 1 期）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (3) 那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第 1 期）について、次の(4) 公共下水道全体計画の見直し方針の改訂について、に関し

て、語句の説明として、参考資料2をお配りしております。

また、この2つについては、皆さまや関係職員からの意見を頂戴し、適宜修正を重ね、完成させることを考えております。

それでは、13ページ、右肩に資料3とある資料をご準備ください。

那珂市污水处理施設統合（広域化）計画（第1期）、1. 概要になります。農業集落排水の事業運営について、人口減少による使用料収入の減少、機械設備等の老朽化に伴う更新費用の発生や維持管理費の増加が見込まれ、経営環境が厳しくなることから、市内7区域について、機械設備等の更新費用を耐用年数で割り、それに農業集落排水における污水处理にかかる年間経費を加えたものと、公共下水道への統合費用、工事費用を耐用年数で割り、それに公共下水道における污水处理にかかる年間経費を加えたものを比較した結果、農業集落排水を公共下水道へ統合した方が費用的に有利との結果が出たため、農業集落排水施設の公共下水道統合を目的に当該計画を策定するとしています。

14ページをお開きください。各施設の現状を記載しております。

15ページをご覧ください。

2. 污水处理施設の統合方針として、茨城県污水处理施設の統廃合に関する留意事項を統合指針とし、（2）国庫補助の返還や（3）企業債償還金の早期返還が極力発生しないように計画を立てる旨を記載しております。

その下段、3. 区域の設定として、（1）にあります公共下水道への接続をするためには、まず、公共下水道の全体計画区域としなければならないこと。（2）その設定方針としては、農業集落排水が参加型であることから、必要最低限とし、公共枿が設置してある宅地を対象とすることを記載しています。接続を希望する方については、希望がある都度、公共下水道全体計画区域に含めるかの検討を行うこととします。

16ページをお開きください。

4. 農業集落排水を公共下水道へ統合するにあたっての懸案事項になります。（1）として、下水道使用料については、変更はないこと。（2）として、既に公共枿設置者については、下水道への接続についての手続きに変更がないこと。（3）新たに接続を希望する宅地についての取扱い

については、公共下水道の条例等によること。(4) これまでお支払いいただいた受益者負担金に含まれる建物件数等について、新たに分筆などをして建物を建てる場合、元番地で納めた分は最大で500㎡として、受益者負担金の計算上考えるとします。(5) として、処理施設維持管理組合として、処理場の草刈等を行っていただいておりますが、処理場の廃止に伴い維持管理組合は解散となります。

17ページをご覧ください。

5. 統合実施(案)として、(1) 広域化スケジュール策定の要旨、
(2) 第1期計画(3) 第2期計画に分け、今回は第1期計画を策定する旨を記載しています。

18ページをお開きください。

(4) 汚水処理施設統合スケジュール(案)のとおり、スケジュールを計画しております。(5) 公共下水道への統合後の施設の取扱いにありま
すように、現処理場については、必要に応じてポンプ施設や物品等の倉庫として利用することを検討しています。

19ページをご覧ください。

6として、今後の予定を記載しております。今回の農業集落排水を公共下水道へ統合することについては、費用負担を減らすことを目的とし、国・県の指針のもとに行っている内容ですので、今回、審議会の皆様から意見を頂戴し、いただいた意見や県や関係各課との打ち合わせを行いながら計画内容の精査を行います。そして、10月には、4地区の公共下水道への統合は決定事項として皆様に報告できればと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました内容について、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

副会長 農集排から公共下水道に接続するんですね。農業集落排水からって
いうのがシステムの活用がないんですけれども、公共下水道の場合は
工事が完了して3年以内に接続するというのが大体的であると思うん
ですけれども、今後、今まで入ってなかった人が新たに入る場合、接続
する場合、受益者負担金っていうのは、その年の条例で定めた受益者負担

金の金額になるのかってことですね。当時の金額ではおかしいと思うんですけども、公共下水道に加入する場合には、農業集落排水のエリアであっても受益者負担金の額はその時点の金額になるのでしょうか。

事務局 お答えします。まず、受益者負担金と受益者分担金の話ですが、農業集落排水は受益者分担金としてその地区によって面積等関係なく金額が定まっているものでした。今回、公共下水道の区域になるということは、公共下水道の条例に沿ってやるということになるので、今話している内容は、これから決定していく内容になると思いますが、公共下水道の条例でやるということで落ち着きたいと思っております。

副会長 その時点での受益者負担金の額が新規に入る場合に該当するっていう理解でよろしいんですね。

事務局 今のところ私どもはそういう形で考えています。

会長 その他、どうぞ。

委員 再確認です。16ページの大きい項目4の(2)下水道への接続（現参加者）について、影響ありませんと書いてありますが、接続に関して現参加者の経費負担は全くないということによろしいでしょうか。

事務局 お答えします。現参加者の方に関しましては、もうご自宅のところに公共枵を設置してありまして、加入者分担金をいただいております。そちらの経費に関しましては、公共下水道につないだとしても分担金は納めたのでそれは加入者負担金という形になりますので、変更はありません。なので、かかってくる費用としては、家の中の敷地内に部分に関しましては公共も農集も変わりありませんので、そちらは費用としてかかってくるので、そちらはお願いするような形です。

会長 その他、ございますか。

委員 農業集落排水と公共下水道の統合ということで、何も問題がなければスムーズにいくと思うんですけども、特にこういうことが問題として予測されるということがありましたら教えていただけますでしょうか。

事務局 実際の話としましては、昔のこと過ぎまして、資料が手元に残っているかどうかということが他の市町村でやってることに対しての懸念事項というのが我々の中では言われております。なので、我々の昔の資料を探し出して、農業集落排水の一番最初にやった資料などを用意しなくてはいけなくなるということです、そういったものの準備というのが一番大変になるんじゃないかとなっております。

副会長 私の方からちょっと、17ページの表(3)です。そこに各処理施設の施工予定距離が出てます。今までの話を聞くと、今接続されている方は全く影響がないと。汚水は現在の処理施設へ流れていくわけですね。じゃ、施工予定距離というのは何を意味しているのか、単純に考えると、処理施設から一番最適な流域下水道の管に繋ぐ距離だと理解してよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりでございます。

副会長 はい、そういうことです。そうすると、現在の処理施設はポンプ場の肩代わりをするということで理解してよろしいんですね。

事務局 そのような計画を立てております。

会長 他にございますか。ないようでしたら次に移ります。
「(4) 公共下水道全体計画見直し方針(改訂版)について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (4)の公共下水道全体計画見直し方針(改訂版)を説明いたします222ページをご覧ください。
右肩に資料4とあります、公共下水道全体計画見直し方針(改訂版)になります。

1. 概要になります。国の考えが、建設拡張から維持管理を重点的に進めることにシフトしていること、国庫補助金の減額や人件費、建設費の増加などにより、事業費市負担分の増加が見込まれます。
また、市においても、更新を考える維持管理を重点的に進める必要があります。事業の継続のためには、費用対効果を考え、農業集落排水を公

共下水道に統合するなどし、公共下水道全体計画への区域の追加を行い、維持管理にかかる費用負担の軽減を図ります。

令和２年度に策定した全体計画見直し方針に則り、一部、区域の縮減を行います。

市街化調整区域への投資のうち、スケールメリットの検証が必要な土地の取扱いについて、考え方を追加しその適用範囲を縮小し、区域の縮減を図ります。

下水道法の一部改正する法律に則り、改正下水道法の施行後、公共下水道排水整備区域を見直します。

これらのことから、次回の全体計画の見直し時には、道の駅の整備や農業集落排水を公共下水道へ接続する全体計画面積等の増加部分だけではなく、今回策定する方針に則り、一部を縮減することにより、流域下水道工事負担金の算出根拠となる全体計画面積及び日最大汚水量等の変更を極力少なくなる調整をすることで、支出を抑制します。

なお、公共下水道整備区域外となる区域については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

２３ページをお開きください。

２．改訂の内容になります。（１）添付図の説明です。図面４をご覧ください。こちらの図面は、職員の作業にて作成していますので、多少の見た目の悪さはご了承ください。

説明文中では、図面４右下にある凡例と同じものを記載しています。藍色が公共下水道整備済の区域、水色が公共下水道整備中の区域とし、最後の橙色が今回の改訂により事業を実施すべきか判断する区域としています。

２３ページへ戻ります。

（２）市事業により公共下水道全体計画に追加する区域。先に説明をしている農業集落排水の公共下水道統合の区域や

道の駅整備予定地、既全体計画区域外から公共下水道への流入を認めていた土地を全体計画に追加するとしています。

(3) 令和2年度に策定した公共下水道全体計画見直し方針に則(のっ)り全体計画から縮減する区域、植物園西側の急傾斜地や公共下水道のスケールメリットを生かすことができないと判断された土地を縮減します。

24ページをご覧ください。

(4) はスケールメリットの検証が必要な土地の取扱いとしており、今回新たに追加した考えになります。周辺区域に事業認可の取得をする予定が無い区域について、下水道事業のスケールメリットの再確認を今回行い、その結果により事業を実施すべきか判断します。また、スケールメリットを生かすことができると判断された区域周辺の区域としていところには、確認すべき箇所を大きくとっているところがあるので、スケールメリットを生かすことができない区域の適用範囲の上限を定めたいと考えております。

(5) として、排水整備区域の範囲の見直しとのことで、今回追加するものですが、公共下水道の区域を合併処理浄化槽の区域とすることは、現在の法律上では、できませんが、今回、閣議決定した法の改正により、公共下水道の区域を合併処理浄化槽の区域とすることができるようになります。例えばの話になりますが、これまでは、市街化調整区域において、既に事業認可を受け、供用開始している区域で、管路が入っていない道路に面している畑等を宅地にして住宅を建てる場合、供用開始区域となっていることから、新たに管路を整備し、公共下水道への接続ができるようにしておりました。

そういったところについて、工事費用を鑑み、工事概成後には、新たな投資を行わないことに、事業認可区域や供用開始区域の見直しを行いたく考えております。

25ページをお開きください。

3 今後の予定になります。公共下水道全体計画見直し方針(改訂版)についてですが、この説明後に1か月ほどの時間を空けますので、ご意見や疑義があれば、メールやお電話にて、下水道課までご連絡ください。頂戴しました意見のほか、県や関係課との協議を行いながら、必要に応じた内容修正を進め、10月に下水道事業審議会を開催し面積について説明できればと考えており、また、全体計画見直し方針の諮問をお

願いたいと考えております。その答申を経て、11月に市の方針を庁議で決定し、12月の全員協議会にて議員の皆様へ報告し、その後、市民へ向けパブリックコメントを行います。その結果を受け、2月以降、審議会や部長会議、議会への報告などを行い、3月に方針を確定し、市民の皆様への説明会を開催できればと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 なかなか言葉だけでは理解できない部分もあると思いますが、何かご質問ございましたら。ございませんか。

私、常々思っているんですけど、地域の見直しということで、合併浄化槽に移行しなければならない人に対して、合併浄化槽っていうのは基本、設置すると宅地内の浸み込み、流出先がなければ、前に側溝がある家はいいんですけど、ないところは浸み込みせざるをえない。那珂市の地盤を見ると、浸み込みして作ってもせいぜい2－3年で浸みなくなっちゃう。そういうことがほとんどだと思うんですね。ですから、合併浄化槽にせざるを得ない方々に対して、市一丸となってU字溝の設置とか、土木課と連携して本当に真剣に整備していかないと、ただ、合併浄化槽にしろと言われても、なかなか当人は大変だと思います。ですから、排水先を真剣に考えていただきたいという事が一点です。

それと、ざっと今後の予定を見てもだいぶタイムスケジュールが厳しいですね。ですから、農業集落排水を利用されている方々への丁寧な説明はなるべく早くしていただいて、いざこざが起きないように最大限努力していただきたいなと思います。

他にございますか。なければ本日の議事はすべて終了いたしました。

委員 よろしいですか。那珂市西部工業団地の中谷原から118号線に通じる道路に「段差あり。注意を。」という看板があるんですね。下水道工事の後の結果だという事で、今後、道路補修の予定はあるのでしょうか。

 実際、私が中央公民館の方に週に1回くらい習い事で出かけるんですが、街灯もないところで「段差あり。注意を。」っていうのが見えるんです。それがその通りに3か所も4か所もあって、実際運転してみると、対向車が来なければ怖くないんですが、大きいトラックが結構通る

んですね、だからすごい怖くて、私でさえ怖いんだから、高齢の女性とかね。その地区の方もかなり、道路が荒れてきているので、これはこのままになってしまうのか、今後、キレイにしていだける予定があるのかっていう声が出てます。

事務局

先ほどのお話に出ていた管の整備なんですけれども、県の流域管ということで県の方の整備工事になりまして、我々の方でも段差があるというのは認識しておりまして、現場の方は那珂市の職員も見ておりまして、そこの部分に関しまして県の方へ「段差がひどい」ということでお願いをしているような形になっています。なので、ここでいつ直せる等回答はできないんですが、またそういった意見があったという事で県の方へはお伝えしておきたいと思います。

委員

よろしく願いいたします。

会長

大変かもしれないですけど、もう一度こういう席でこういった発言があったので、早めに対応願いたいということで、再度申し出してください。それでよろしいですか。

委員

大丈夫です。ありがとうございます。

会長

他になれば、これで会長の身を引かせていただきます。
みなさんのご協力を得まして、滞りなく進行することができました。ありがとうございます。

事務局

会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

続きまして、次第6「その他」でございます。

委員の皆さまから何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

委員

額田地区まちづくり委員会からです。今、議事の中でですね、污水处理施設等の広域化の計画の話とか公共下水道全体計画見直し方針について説明がありましたけれども、まちづくり委員会として、各地域の代表にこういう内容を周知して、情報の共有化しなくちゃならないかなと思うんですけども、この件について、コンパクトにまとめた資料等ある

のか。あるいは、下水道課の方で改めて市の方で回覧等で流す予定があるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

事務局

3番の那珂市污水处理等統合計画や4番の公共下水道全体計画見直し改訂版という事で、お配りしている資料なんですけれども、あくまで、今日お示ししているのはたたき台ということで、お配りしている資料となります。なので、意見等がございましたら、今日お配りしている資料の中に水色の紙が入っていて、そちらにうちのメールアドレスや担当の電話番号、あとFAX番号が書いてありますので、そちらの方へ意見あればいただければとお願いしているような形です。そういった意見をいただきまして、県とか他の課と打合せを今後重ねていきます。そういったことを全部入れたものを最終的に作りたいのが10月と予定しておりますので、まちづくりの方に関しましては、まちづくりの方に戻っていただいて、今日こういった話があったんだという形で話をさせていただいて、意見をいただくということでしたら、大変申し訳ないんですが、資料としてはこれ以上のものはまだ作っていないような状況ですので、この資料を見せていただくような形になってしまうと思います。

会長

ここへ連絡してくれという事ですね？

事務局

そのとおりです。

他に何かございませんか。

委員

この状況下で公共下水道そして集落排水のお話をいただきました。合併浄化槽という事がありましたけれども、合併浄化槽に関しましては検査の実態としてどのようなご指導をされているのでしょうか。全戸必ず検査をしているという風になっているのでしょうか。

事務局

合併処理浄化槽の検査等につきましては、県の方が主体でやっていることでして、県の方から検査をしてくださいという事でやっていない方にはお知らせ等がいつている形となっております。ですので、その資料を元に、うちの方でもやっていない方はいただいてわかっているような次第でして、そういったことがあるので、例えば、更新をしたい時には、うちからは補助は出さないとか、罰則ではないですけどもそういった部分を作

っているような形にはなっています。以上です。

委員

わかりました。

事務局

他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

次回の審議会開催につきましては令和8年10月を予定しています。詳細は、後日、お知らせいたします。

それでは、以上をもちまして、第44回那珂市下水道事業審議会（令和8年度第1回会議）を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。